

参考資料 5

大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（抜粋）

（平成十六年三月三十日大阪府条例第二号）

（組織）

第四条 評価委員会は、それぞれ委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適當と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第六条 評価委員会にそれぞれ委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第七条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。